（結果表の作成） **第十六条**　農林水産大臣は、前条第二項の規定により送付された調査票の電磁的記録並びに同条第三項及び第四項の規定により送付された調査票に基づき全国結果表、都道府県結果表及び市区町村結果表を作成するとともに、都道府県結果表及び市区町村結果表を該当する地方農政局長に送付するものとする。 （関係書類等の保存） **第十八条**　農林水産大臣は、第十六条の規定により作成した都道府県結果表及び市区町村結果表を収録した電磁的記録を五年間、第十五条第二項から第四項までの規定により送付された調査客体名簿を収録した電磁的記録を十年間、同条第二項から第四項までの規定により送付された調査票並びに第十六条の規定により作成した全国結果表を収録した電磁的記録を永年保存する。	（結果表の作成） **第十六条**　農林水産大臣は、前条第二項の規定により送付された調査票の電磁的記録及び同条第三項の規定により送付された調査票に基づき全国結果表、都道府県結果表及び市区町村結果表を作成するとともに、都道府県結果表及び市区町村結果表を該当する地方農政局長に送付するものとする。 （関係書類等の保存） **第十八条**　農林水産大臣は、第十六条の規定により作成した都道府県結果表及び市区町村結果表を収録した電磁的記録を五年間、第十五条第二項及び第三項の規定により送付された調査客体名簿を収録した電磁的記録を十年間、同条第二項及び第三項の規定により送付された調査票並びに第十六条の規定により作成した全国結果表を収録した電磁的記録を永年保存する。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（関係書類の保存に関する経過措置）

第二条　この省令による改正前の漁業センサス規則（以下「旧規則」という。）第十五条第三項の規定により送付された漁業管理組織調査に係る調査票及び調査客体名簿を収録した電磁的記録並びに旧規則第十六条の規定により作成した漁業管理組織調査に係る全国結果表を収録した電磁的記録の保存については、なお従前の例による。